

別紙1

令和8年度

長州出島ガントリークレーン保守点検及び補修業務

仕 様 書

下関市港湾局施設課

仕 様 書

1. 業務の名称 長州出島ガントリークレーン保守点検及び補修業務

2. 業務の概要

本業務（以下「業務」という。）は、下関市長州出島に設置しているガントリークレーン（以下「クレーン」という。）の円滑な運転を維持するため、「労働安全衛生法」（昭和47年法律第57号）および「クレーン等安全規則」（昭和47年労働省令第34号）その他関係法令に基づき、月例、年次点検及び補修を行うもので、下関市の指定する設計書および仕様書等、下関市の指示に基づき実施するものとする。

3. 実施場所 下関市長州出島

4. 業務の対象機械

(1) クレーン（機械室ホイスト式天井クレーンを含む）

定格荷重	コンテナ	30.5 t
	ハッチカバー	35.6 t
	重量物	40.0 t
	つり上荷重	48.5 t

(2) クレーン付帯設備（エレベーター）

5. 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

尚、年次点検は令和8年9月18日までに完了すること。

（支払回数12回）

6. 業務内容

(1) 保守点検業務

(ア) 月例点検 11回

※点検時に発見した不具合の詳細をリスト化する作業を含む

- (イ) 年次点検 1回
 - (ウ) 緊急対応予備日 12日
 - (エ) 主巻／横行／起伏ワイヤーグリス塗布作業 (年1回)
 - (オ) 主巻／横行／起伏／走行減速機オイル交換 (年1回)
 - (カ) 走行レールブレーキ装置用オイル交換 (年1回)
 - (キ) レールクランプ油圧タンクオイル交換 (年1回)
 - (ク) ブレーキ精密点検 1回
- (2) 補修業務
- (ア) レールクランプ補修 1式

7. 業務実施要領

- (1) 点検の内容は、別記1図面および別記2参考点検リスト等に従うこと。
なお、参考点検リスト項目については、必要に応じ、追加・変更を行うものとする。
- (2) 高圧、制御関係、エレベーター関係等については、必要な点検を行うこと。
- (3) 本業務で実施するオイル交換業務の日時は下関市と協議して実施する。
また、廃油は受託者にて適切に処分すること。
 - ・主巻／横行／起伏減速機 エネオス ボンノックTS220ギヤオイル
同等品 200L×4缶
 - ・走行減速機 エネオス ボンノックTS150ギヤオイル同等品
200L×1缶、20L×8缶
 - ・走行レールブレーキ装置 エネオス スーパーハイランド32同等品
20L×4缶
 - ・レールクランプ油圧タンク コスモ ハイドロHV22同等品
20L×1缶
- (4) 上記(1)から(2)の他、「労働安全衛生法」(昭和47年法律第57号)および「クレーン等安全規則」(昭和47年労働省令第34号)その他関係法令に基づく必要な点検を行うこと。

- (5) 受託者は、各月の業務を完了した時は、当該月の翌月10日までに業務の成果に関する報告書及び、別記3予備品リストを参照し、業務完了にあわせて現地確認し、予備品リストを更新し報告すること。
- (6) 点検完了後、点検時に発見した不具合の詳細をリスト化したものを上記(5)の書類と併せて1部提出し、必要に応じ、下関市に技術説明および技術助言を行い下関市がメーカーとの打ち合わせを行う際に受託者の参加が必要と判断した場合はこれに対応し、不具合を回復させるため、技術的な観点により協力すること。
- (7) 受託者は、点検時に、必要に応じて、下関市の指定するクレーン使用者に、クレーンの日常の状態および不具合箇所等の把握に係る説明を行うこと。
- (8) 受託者は、月例および年次点検以外の緊急対応予備日として、故障発生時等の緊急対応や緊急的なクレーン移動およびクレーン等安全規則第三十七条に定められた暴風後等の点検等、下関市の要請に基づいて出動し、必要に応じ、受託者において処置すること。
- (9) 点検時に緊急を要する事項を発見した場合、直ちに下関市に連絡し、指示を受けること。
- (10) 点検の結果、指摘した不具合箇所の内、点検中に施工できる軽微なものについては、必要に応じ、受託者において処置すること。
- (11) 本業務にて起伏ワイヤーロープの取替を行い、既設撤去品は受託者にて適切に処分をすること。
- (12) 本業務にて走行ケーブルリールモータの補修を行い、既設撤去品は受託者にて適切に処分すること。
- (13) 業務の日程については、下関市と協議して決定するものとする。
- (14) 点検作業中の安全対策に十分留意すること。

8. 現地点検作業

- (1) 現地点検に際して実務経験豊かな監督責任者を派遣し、技術指導、労務管理、保安、衛生、その他一切の業務を管理し、点検作業を行うこと。

- (2) 本業務に必要な工具等の道具は、すべて受託者の負担とする。
- (3) 定期的に消耗又は機能喪失等が生じる対象機械の構成部品等については、下関市および受託者の協議に基づき、必要に応じて、点検時に取替等を行うものとする。
- (4) 上記(3)に伴う消耗品については、本ガントリークレーン予備品を使用するものとする。予備品に無いものについては、下関市と協議を行うこと。
- (5) テストウェイトへの給水は受託者にて行うこと。ただし、給水に必要な器具は下関市にて準備するものとする。テストウェイトとはガントリークレーン用の他に機械室天井クレーン用のものも含む。

9. 点検上の注意

- (1) 点検者は、クレーン設置時にメーカーから提出されている取扱説明書を十分に理解しておくこと。
- (2) 点検中、クレーンの周囲に不用意に人が近づいたり、車両が侵入しないように「点検中」等の標識を掲げること。
- (3) 点検は高所作業となるので、点検者は、ヘルメット、安全带等を着用して安全に心がけ、事故のないよう十分に注意すること。また、必要に応じて、災害防止等の措置も講ずること。
- (4) 事故または災害が発生した場合は、最善の応急処置を講ずると共に、直ちに下関市および関係機関に報告すること。

10. その他

- (1) 契約締結後、業務開始前に、前年度の保守点検受託者より、対象機械の状態等必要な事項の引き継ぎを受けるものとする。
- (2) 本業務場所は、荷役作業等が頻繁に行われている区域であるため、各関係機関とトラブルのないようにすること。
- (3) この仕様書に定めのない事項およびこの仕様書について疑義を生じた事項は、下関市と受託者協議の上、決定するものとする。
- (4) 本仕様書と別に、別紙2、3を遵守すること。